

特定非営利活動法人関西ウェルビーイングクラブ

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人関西ウェルビーイングクラブと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪市東成区玉津3丁目8番6号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、口腔保健に関する研究、開発、普及を通じて、人々の健康に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という)第 2 条別表の「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を行う。

(事 業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域口腔保健の向上に必要な技術の研究、開発および普及とそれに関する受託事業
- (2) 口腔疾患の治療・予防プログラムの研究、開発および普及
- (3) 口腔保健活動のための組織・人材育成に関する研究、開発および普及
- (4) 口腔保健活動実施のための研修および人材育成
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会 員)

第 6 条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
2. 一般会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第 7 条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は、会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、理事会に退会届を提出して、任意に退会することができる。

2. 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - (1)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (2)会費を1年以上滞納したとき。

(入会金及び会費)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 3 章 役 員

(種 別)

第11条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上12名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
2. 理事の内、1名を代表、1名を副代表とする。
 3. 理事及び監事は、正会員の内から総会において選任する。
 4. 代表及び副代表は、理事の互選により選任する。
 5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第12条 代表は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見をのべること。

(任 期)

第13条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されてい

ないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸張する。

(欠員補充)

第14条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1)心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為であったとき。

(報酬等)

第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

第 4 章 総 会

(種 別)

第17条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構 成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第19条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散
- (3)合併
- (4)役員を選任又は解任、職務及び報酬

- (5)事業報告及び収支決算
 - (6)その他運営に関する重要事項
- (開催)

第20条 通常総会は毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1)理事会が必要と認めたとき。
 - (2)正会員の5分の2以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
 - (3)監事が第12条第4項第4号の規定により召集したとき。

(召集)

第21条 総会は、代表が召集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が召集する。

2. 代表は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定員数)

第23条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところである。
 3. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

第5章 理 事 会

(構成)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第27条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第28条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(召集)

第29条 理事会は代表が招集する。

2. 代表は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表があたる。

(議決等)

第31条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第32条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、次の各号の掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
- (2) その他の事業

(会計の区分)

第34条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
- (2) その他の事業

(事業計画及び予算)

第35条 この法人の事業計画及び予算は、理事会が作成する。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第36条 理事会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借

対照表、収支決算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 38 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 事務局

(設置)

第 39 条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3. 事務局の職員は、理事会が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第 40 条 主たる事務所には、法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会において出席した正会員の 4 分の 3 の議決を経、所轄庁の認証を受けなければ変更することができない(法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除く)。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第 42 条 本会の解散方法については、法第 31 条を準用する。

(残余財産の処分)

第 43 条 解散後の残余財産は、法第 11 条第 3 項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第 9 章 雑則

(公 告)

第 44 条 この法人の公告は、会の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。

(委任)

第 45 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

(顧問)

第 46 条 この法人は顧問を置くことができる。

2. 顧問とは、この法人の運営に関して、相談を受けて意見を述べる個人又は団体である。